

概要

本市が管理する国道、県道、市道のうち、街路樹（高木、中低木）がある歩道を対象として、路線ごとに道路交通への影響等の課題を抽出するため、「歩道の有効幅員」、「街路樹に起因する課題」等について業務委託により現地調査を行った。

調査結果

調査路線 536 路線の調査結果は以下のとおりである。

- ※ 同一樹種、同一幅員の区間を 1 路線として取りまとめている。
- ※ 参考として、街路樹台帳を基に算出した各路線上の高木（樹高が 3 m 以上の街路樹）の本数を記載している。
- ※ 中低木については、主に面積により管理しており、本数を算出することが困難であるため、本数の記載は省略している。

1 歩道の有効幅員

調査項目	路線数	左記のうち 中低木のみ路線数	参考 本数(高木)
● 有効幅員が 2.0m 確保できている			
中区	72 路線	4 路線	2,914 本
東区	22 路線	4 路線	1,002 本
南区	44 路線	6 路線	1,695 本
西区	78 路線	6 路線	3,488 本
安佐南区	64 路線	4 路線	4,300 本
安佐北区	45 路線	7 路線	3,628 本
安芸区	27 路線	1 路線	1,517 本
佐伯区	41 路線	4 路線	2,870 本
計	393 路線	36 路線	21,414 本
● 有効幅員が 2.0m 確保できていない（→撤去を検討）			
中区	6 路線	0 路線	506 本
東区	6 路線	2 路線	166 本
南区	5 路線	1 路線	355 本
西区	27 路線	1 路線	1,228 本
安佐南区	40 路線	1 路線	3,003 本
安佐北区	18 路線	2 路線	1,242 本
安芸区	10 路線	2 路線	686 本
佐伯区	31 路線	2 路線	2,000 本
計	143 路線	11 路線	9,186 本
合計	536 路線	47 路線	30,600 本

※ 歩道幅員については、平成 16 年に改正された道路構造令（道路法に基づき定められた政令）において、「道路を新設又は改築する場合には、2.0 m 以上を確保すること」となっている。

2 街路樹に起因する課題

調査項目	路線数	参考 本数(高木)
● 周辺構造物に破損が生じている		
中区	38 路線	2,031 本
東区	10 路線	890 本
南区	15 路線	1,317 本
西区	36 路線	2,096 本
安佐南区	55 路線	4,262 本
安佐北区	22 路線	2,114 本
安芸区	12 路線	794 本
佐伯区	17 路線	1,216 本
計	205 路線	14,720 本
● 架空線と競合している		
中区	26 路線	1,447 本
東区	7 路線	634 本
南区	15 路線	1,062 本
西区	44 路線	2,136 本
安佐南区	34 路線	2,155 本
安佐北区	12 路線	765 本
安芸区	1 路線	1 本
佐伯区	6 路線	611 本
計	145 路線	8,811 本
● 根上がりにより舗装の持ち上げが発生している		
中区	7 路線	305 本
東区	1 路線	179 本
南区	2 路線	168 本
西区	7 路線	393 本
安佐南区	13 路線	1,715 本
安佐北区	1 路線	25 本
安芸区	6 路線	585 本
佐伯区	4 路線	233 本
計	41 路線	3,603 本
● 樹形が乱れている		
中区	4 路線	176 本
東区	2 路線	44 本
南区	4 路線	129 本
西区	15 路線	574 本
安佐南区	7 路線	515 本
安佐北区	10 路線	747 本
安芸区	5 路線	176 本
佐伯区	5 路線	360 本
計	52 路線	2,721 本

その他の課題として、「道路標識が見えづらい」、「樹勢が衰えている」、「落ち葉が多い」、「植栽間隔が狭い」等が抽出された。

- ※ 課題が複数項目に該当する場合は、各項目において数量を計上している。
- ※ 街路樹に起因する課題がある場合は、更新等を検討する。